

真岡市へ移住して県内の登録企業に就職した方にチャンス

真岡市移住支援金（栃木県移住支援事業）

【助 成 額】 単身 60 万円 世帯 100 万円

【加 算 額】 18歳未満のご家族を伴う場合、1人につき100万円を加算



【主な要件】 (1)および、(2)(3)(4)のいずれかを満たす方

- (1)移住元の要件…転入直前10年間のうち通算5年以上(直近で1年以上)東京23区に在住、または東京圏(※1)に住みながら5年以上東京23区に通勤(※2)・通学(※3)していた方
- (2)就業・起業の場合…栃木県がマッチングサイト(※4)に、移住支援金の対象として掲載する求人に新規就業(※5)した方、または栃木県の事業による起業支援金の交付決定を受けた方
- (3)就業(専門人材)の場合…内閣府地方創生推進室が実施するプロフェッショナル人材事業、または先導的人材マッチング事業を利用して就業している方(※5)
- (4)テレワークの場合…自己の意思により移住先を生活の本拠とし、移住元での業務を、引き続きテレワークにより実施している方(※6)

※1：埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県。但し条件不利地域（過疎地域自立促進特別措置法、山村振興法、離島振興法、半島振興法又は小笠原諸島振興開発特別措置法の指定区域を含む市町村）は除く

※2：雇用者としての通勤にあっては、雇用保険の被保険者としての通勤に限る

※3：東京23区内の大学等に通学し、東京23区内の企業等へ就職した場合

※4：WORKWORK とちぎ <https://www.workwork-tochigi.jp/> の企業情報掲載サイト

※5：週20時間以上の無期雇用契約の場合に限る

(就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役等の経営を担う職務へ務めている法人は除く)

※6：地方創生テレワーク交付金において企業等より資金提供を受けている場合は除く
勤務日数の1/5を超えて出勤する場合は除く



【申請日の制限】 転入後1年以内

【そ の 他】 一定期間内の辞職・転出に対して返金義務あり

【申請方法】 該当する要件により、必要な書類が異なります
必ず事前相談の上、申請してください

【相談窓口】 〒321-4395 栃木県真岡市荒町5191番地
真岡市産業部商工観光課勤労者係（本庁舎4階）
電話：0285-83-8134
FAX：0285-83-0199
Eメールアドレス：syokou@city.moka.lg.jp

栃木県が運営するとちぎの就職支援サイト
わ く わ く
WORKWORK とちぎ



📄 アクセスはこちらから